

令和4年度  
東京都アレルギー疾患対策検討委員会  
(第1回)  
会議録

令和4年7月5日  
東京都福祉保健局

(午後 6時07分 開会)

○環境保健事業担当課長 ただいまから、令和4年度の東京都アレルギー疾患対策検討委員会(第1回)を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日、司会を務めさせていただきます福祉保健局健康安全部環境保健衛生課環境保健事業担当課長の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、注意事項をお話しさせていただきます。本日の会議、Web会議形式での開催となります。機器の不具合等により映像が見えない、音声聞こえないなどございましたら、その都度事務局にお知らせください。

Web会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点お願いがございます。

1点目でございますが、ご発言の際には挙手ボタンを押していただき、議長からの指名を受けてからご発言ください。

2点目は、議事録作成のため速記が入っております。ご発言の際には、必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

3点目は、議題に入りましたら、ご発言の際以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の藤井よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 福祉保健局健康安全部長の藤井でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

都は、平成29年度に策定しました東京都アレルギー疾患対策推進計画を昨年度末に改定いたしました。委員の皆様におかれましては、計画改定に当たって、専門のお立場から多くのご意見を賜りましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。お手元に冊子が届いているものと思いますが、今年度から令和8年度までの5年間、この新たな計画に基づいてアレルギー疾患対策を着実に推進してまいります。

さて、本日の委員会では、旧計画による昨年度の取組状況や、新たな事業を含めた今年度の取組予定につきましてご審議をいただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、アレルギー疾患対策の推進に向けまして、どうぞ活発なご議論を賜りたく存じます。今後とも、東京都のアレルギー疾患対策へのご理解と、より一層のご支援をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境保健事業担当課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にメールと郵送でお送りしております。会議次第、委員名簿、資料が1から4、参考資料も1から4をお配りしております。なお、参考資料1のアレルギー疾患対

策推進計画の冊子でございますが、これは新しい冊子を皆様に郵送させていただいております、この東京都アレルギー情報navi.、東京都アレルギー対策のシンボルマークが表紙のものでございますけれども、この冊子につきましては、今後も委員会の際に使用しますので、お手元に保管いただければ幸いです。不足等ございましたら、チャットで事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員名簿をご覧ください。なお、ご所属、役職につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。可能ございましたら、お名前をお呼びしたタイミングで、画面とマイクをオンにいただき、音声等の確認も兼ねて一言ご発言いただければと思います。

それでは、名簿順にご紹介させていただきます。

岩田委員でございます。

○岩田委員 岩田でございます。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大田委員でございます。

○大田委員 大田です。どうぞよろしくお願い致します。

○環境保健事業担当課長 今井委員と石氏委員は、後ほど出席されるようでございます。

続きまして、川上委員でございます。

○川上委員 東京都医師会の川上です。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 吉田委員でございます。

○吉田委員 都立小児の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大久保委員でございます。

○大久保委員 日本医大の大久保です。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 新田委員でございます。

○新田委員 国立環境研究所の新田でございます。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 阪東委員でございます。

○阪東委員 阪東でございます。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 村山委員でございます。

○村山委員 「花粉の少ない森づくり運動」の委員をやっております村山です。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 末田委員でございます。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 末田委員におかれましては、東京都歯科医師会からの代表として、今回から参加をいただいております。

続きまして、高畑委員でございます。

○高畑委員 東京都食品衛生協会の高畑でございます。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 小野委員でございます。

○小野委員 東京都薬剤師会の小野です。よろしく願いいたします。

- 環境保健事業担当課長 横山委員でございます。
- 横山委員 東京都看護協会の横山でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 横山委員におかれましては、大橋委員の後任として、今回から参加をいただいております。
- 続きまして、大森委員でございます。
- 大森委員 東京都栄養士会の大森と申します。ふだんは保育所に勤務しております。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 大森委員におかれましては、小林委員の後任で、今回からご参加いただいております。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、前田委員でございます。
- 前田委員 アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会、前田と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、武川委員でございます。
- 武川委員 認定NPO法人日本アレルギー友の会の武川です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 小浦委員でございます。
- 小浦委員 東京消費者団体連絡センターの小浦でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、北村委員でございます。
- 北村委員 江東区保健所長、北村でございます。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、山田委員でございます。
- 山田委員 武蔵野市の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 工藤委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。
- また、オブザーバーを紹介させていただきます。委員名簿の裏面をご覧ください。
- 水田委員でございます。
- 水田委員 台東保健所保健予防課の水田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 水田委員におかれましては、松本委員の後任として、今回から参加いただいております。
- 続きまして、荒川委員でございます。
- 荒川委員 南多摩保健所の荒川でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 布施委員でございます。
- 布施委員 教育庁歯科保健担当課長の布施です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 布施委員におかれましては、山田委員の後任として、今回から参加いただいております。

また、その他、事務局につきましては、ご覧の名簿の裏面の下の段を確認いただければ

ばと思います。

それでは、以後の進行につきましては、岩田会長にお願いいたします。

岩田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田会長 よろしくお願いいたします。

それでは、議事の次第に従いまして議題を進行させていただきます。

まず、情報公開についての確認でございますが、本委員会の情報公開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。会議は、原則公開とする。また、議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上2点、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 異議なしというふうに判断いたします。

それでは、早速、議題に入ります。

本日の議題は、次第にありますように、二つとなっております。一つ目の議題、令和3年度東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

議事1につきましては、資料1、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」令和3年度  
の取組状況になりますので、そちらについてご説明させていただきます。

東京都アレルギー疾患対策推進計画、三つの施策の柱と12の施策で構成されております。そちらについて令和3年度の実績などをご紹介させていただきたいと思っております。なお、時間が限られておりますので、主な事業についてのみご説明をしたいと思います。

まず、施策の柱I、適切な自己管理や生活環境改善のための取組の推進でございますが、施策が1から5まででございます。

まず、施策の1、患者・家族への自己管理のための情報提供等についてですけれども、1つ目、「東京都アレルギー情報navi.」による情報提供を行ってございまして、アレルギー疾患に関する基礎的な知識や対応・対策等の情報、花粉の飛散予測や飛散状況等の情報を掲載しております。

また、2つ目では、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会として、令和4年2月4日に「食物アレルギーの基礎知識」、「食物アレルギーの食事のポイント」というテーマで実施しております。こちらは、当初、Webと会場のハイブリッド開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、会場開催を中止して、Web配信を行っております。参加者は325名となっております。また、現在、アーカイブ配信も実施しております。

続きまして、3つ目、区市町村が実施する普及啓発への支援等も実施しております。次のページになります。施策の2、大気環境の改善についてでございます。

1つ目、工場、事業場に対する、ばい煙等の排出についての指導ですとか、2つ目、低公害・低燃費車の導入に対する助成を行っております。

また、3つ目、ディーゼル車規制による自動車排出ガス削減対策、大気汚染物質の常時測定・監視、公表を実施いたしました。詳しい件数につきましては、資料をご覧ください。

続きまして、次のページ。施策の3、花粉症対策の推進でございます。

1つ目、スギ・ヒノキ林の主伐等を実施しましたほか、2つ目、針葉樹と広葉樹の混交林化による花粉飛散の削減としまして、多摩の森林再生事業ですとか、水の浸透を高める枝打ち事業を実施しております。

また、3つ目、花粉飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供としまして、都内の花粉の飛散情報を定点観測いたしております。その情報につきましては、東京都アレルギー情報navi.や、パンフレット、SNS等を活用しまして情報提供を実施いたしました。

次のページ、施策の4、アレルギー表示など食品に関する対策でございます。

1つ目、食品の製造・販売事業者等の監視指導、食品検査によるアレルギー表示の適正化の、上から2番目の丸のところですが、都条例に基づく自主回収報告3件とございます。こちらは、令和3年の5月31日までの数となっております。それ以降につきましては、国の届出制度に移行しており、国において一元的に管理、公表されることになっておりますので、都の条例に基づく取組としては、こちらで終了した形となっております。また、その下の部分ですが、適正表示推進者育成講習会をWebで配信いたしまして、232名が受講いたしております。また、適正表示推進者フォローアップ講習会、こちらもWebで開催しましたが、294名が受講しております。

4つ目、飲食店等における消費者へのアレルギーに関する適切な情報提供の支援といたしましては、飲食店向け食物アレルギー講習会をWeb配信で実施し、283名の方が受講しております。

次、施策の5でございます。

生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等といたしまして、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発を実施しております。具体的には、アレルギー情報navi.の中に室内環境に関する情報を掲載したりですとか、「花粉症一口メモ」、乳児向けのリーフレットの配布を実施しました。また、たばこや禁煙に関連する事業としまして、「受動喫煙防止条例」や「子どもを受動喫煙から守る条例」の啓発や、小、中、高生向けの教育副教材の作成、配布等を実施いたしました。

次のページ、2のアレルギーの増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供等では、「健康・快適居住環境の指針」というものを東京都で出しておりますが、そちらを活用した研修等を実施しております。また、都の保健所で保健所アレルギー対策事業、「アレルギー教室」というものを毎年行っておりますが、当初6保健所で実施予定でしたが、コロナの影響もございまして、6か所中、3か所での実施となっております。計302名の方が参加しました。

ここまでが施策の柱Ⅰでございます。

続きまして、施策の柱Ⅱといたしまして、患者の状態に応じた適正な医療やケアを提

供する体制の整備についてでございます。施策は6から8になります。

まず、施策の6です。医療従事者の資質向上としまして、医師向けの研修や医師の育成を挙げておりますが、上から二番目の丸について、都が指定しております四つの拠点病院に委託しまして、「アレルギー疾患治療専門研修」というものを実施しております。昨年度は医師向けを2回、看護師等医療従事者向けを2回、全てWeb配信で実施しております。後日、研修の資料や動画をアレルギー情報navi.に掲載する予定でございます。

続きまして、次のページになりますが、施策の6の3になります。薬剤師、看護師、栄養士等の研修の実施につきましては、「相談実務研修」という研修を計5回実施いたしました。この研修は、主に社会福祉施設等に勤務する医療従事者の方向けに実施しております。令和3年度は、会場とWebのハイブリッド開催とし、加えてアーカイブ配信も実施しておりますので、当日参加できてなかった方にもご覧いただけるような体制といたしております。また、二番目の丸につきましては、先ほど申し上げました「アレルギー疾患治療専門研修」の看護師等医療従事者向けの再掲として記載させていただいております。

その他、4つ目、消防庁では、救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育を実施いたしました。

続きまして、施策の7、専門的医療の提供体制の整備でございます。

東京都アレルギー疾患医療拠点病院及び専門病院を指定してございまして、専門的医療を実施していただいているとともに、拠点病院、専門病院同士のネットワーク強化のために連絡会というものを年2回開催しております。昨年度も2回、Webで開催しております。

続きまして、施策の8、医療機関に関する情報の提供についてでございますが、アレルギー情報navi.に掲載する拠点病院、専門病院の診療実績を掲載しておりますが、令和3年度も引き続き掲載をいたしました。

また、その下、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」では、アレルギー疾患診療を実施する医療機関の情報提供をいたしました。

次のページから、施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりになります。施策は9から12でございます。

施策の9、多様な相談に対応できる体制の充実といたしまして、まず、1つ目、患者やその家族の支援に携わる関係者等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施ですが、子供のアレルギー疾患に関する研修と成人のアレルギー疾患に関する研修を計5回、会場とWebのハイブリッド開催で実施しております。もともと子供の相談実務研修を会場で開催する場合は、定員が300名ほどですので、ハイブリッドで開催したことで600人以上、食物アレルギーは1,000人以上の方が参加しております。その辺りでWeb開催でのメリットというものを感じておるところでございます。

施策の9の4、区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援といたしまして、施策の1でも出てきておりますが、医療保健政策区市町村包括補助事業での支援を実施いたしました。

続きまして、施策の10、社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上といたしまして、1つ目、職員の緊急時対応のための研修の実施につきまして、保育所等社会福祉施設の職員の方向けに、「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を開催いたしました。昨年度は、動画を作成しまして、その動画をアレルギー情報navi.に公開し、どなたでも閲覧できる体制としております。令和3年12月1日から今年の3月末までに、2,549回再生されております。

また、教育庁のほうでは、養護教諭・担任教諭・管理職を対象として動画形式での研修を実施しております、計4,000人ほどが参加されております。

また、消防庁においては、都民等を対象に心肺蘇生やAEDの使用方法等について講習会を実施いたしました。

施策の11、事故防止・緊急時対応などの組織的取組の促進といたしまして、まず1つ目として、「学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット・ヒント事例集」等の配布をしております。

また、2つ目、社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援といたしまして、区市町村向けの研修を2回、会場とWebのハイブリッドで開催いたしました。また、社会福祉施設等の管理者向けの研修を、こちらも会場とWebのハイブリッド形式で1回開催しております。

また、社会福祉施設等が医療機関などと連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援というものを実施しております。具体的には、下から三つ目の医療保健政策区市町村包括補助事業による支援ですとか、アレルギー児対応特別保育事業等推進加算のアレルギー児対応といたしまして、医師の診断書又は指示書に基づき、除去食・代替食を実施している保育施設に対する補助を行っております。

施策の12の災害時に備えた体制整備でございます。

1つ目、都民アレルギー講演会や相談実務研修等の機会を捉えまして、災害関連の情報提供を実施いたしました。また、アレルギー情報navi.でも災害に関する情報を提供いたしました。

3つ目、備蓄関係になりますけれども、アレルギー用調製粉乳やアレルギー対応食の備蓄を行いました。

資料1の説明は以上になります。

○岩田会長 ありがとうございます。

かなり多岐にわたる施策が実施されているということで、改めて3年度、よくやられているなど思った次第ですけれども、委員の先生方から何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

今回、Webでの資料提供等を含めまして、かなり多数の方々が参加されているので



すけれども、何か反響について、都のほうに来ておりますでしょうか。

○事務局 岩田委員、ありがとうございます。

W e b 研修としたことで、非常にご参加いただいている人数が多かったというところ  
でございまして、アンケートでは、「気軽に参加できる」等、時間が取れなかった方々  
からも評価をいただいております。ですので、引き続きW e b を活用した研修の実施と  
いうのは効果的であろうと考えております。

○岩田会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○岩田会長 阪東委員、どうぞ。

○阪東委員 阪東です。ありがとうございます。

施策10に関連することで、ご質問といいますか、ちょっと私の体験もありまして、  
情報共有も兼ねてのことなんですけれども、社会福祉施設というときに、具体的にどの  
ような施設を対象とされているのかというのがちょっと確認しておきたいことなんです  
ね。といいますのも、私、実は某女性施設の安全委員会の委員をしているんですけれど  
も、その施設というのは、成人女性がD V被害だとか、あるいは困難な問題を抱える女  
性等が利用しているわけなんですけれども、いろいろと生育歴に問題があって、今まで、  
きちんとした、普通の食事をしてきたことがないような女性もいらっしゃって、施設と  
しては栄養価の高い普通の食事を皆さんに食べていただくということも女性たちの問題  
の解決につながると思いますか、回復につながるということで提供していたのですが、  
そこで、実はアレルギー症状が出まして、アナフィラキシーのような、本当に重篤な状  
況になったということが昨年度末にあったんですね。そういうことを今まで経験したこ  
とが、施設もなかったようで、ちゃんと東京都の施設なので、東京都の管轄、所管には  
届出をして、今、きちんと対応をしているようですけれども、我々社会福祉施設という  
と、どうしても子供だとか、保育園とか、小学校だとか、子供の施設をついつい思い浮  
かべてしまいますけれども、そういうところから考えますと、ちょっと女性、婦人保護  
とか、あるいは生活保護とか、困難な問題を抱えている成人の方が利用している社会福  
祉施設も、食生活に関してはいろいろともしかしたら問題があるのかもしれないなとい  
うふうなことに思いが至りましたので、ぜひともちょっと、そういった社会福祉施設に  
ついて十分な情報提供と対策を取っていただきたいなというふうに思いまして、  
情報共有も兼ねてのご質問でございます。

以上です。

○岩田会長 大変貴重な情報、ありがとうございます。

これは、都のほうからは何かコメントはございますか。

○環境保健事業担当課長

阪東委員、貴重なご意見、ありがとうございます。我々がこれまで対象としていたの  
は、主に保育園や高齢者施設を社会福祉施設というような形で対象とさせていただ  
いているのが実情でございます。今、阪東委員からも、それ以外にも婦人の保護施設である

とか、生活保護施設等の食事に関する問題というのもご意見をいただきましたので、今後、対応については検討して、幅広くできる部分是对应していきたいというふうに考えております。どうもご意見、ありがとうございました。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、手を挙げていらっしゃる、今井委員、どうぞ。

○今井委員 施策の柱Ⅱの施策6の2番、その下の、東京医師アカデミーにおける医師の育成というのはどのような進捗でしょうか。すみません、僕は途中から参加だったので、もしかしたらご説明があったかもしれませんが、お願いします。

○岩田会長 どうぞ、お願いいたします。

○事務局 今井委員、ご質問いただきましてありがとうございます。

東京医師アカデミーにつきましては、東京都の都立病院における医師の育成に関する制度となっております。その中で、後期臨床研修医の小児科コースで、アレルギー疾患に関する研修を実施しているということでこちらに記載させていただいております。進捗状況につきましては、次の資料2の中でも簡単に触れさせていただく予定ですが、継続して実施にはなっております。ただ、病院経営本部という都立病院の再編等の関連もございますので、この7月以降の状況については改めてこちらでも確認させていただいて、また委員会等でご報告させていただければと思います。

○今井委員 後ほどまた資料で別に説明があるという理解でいいですか。

○事務局 はい。基本的にはこのとおり、病院経営、都立病院の再編があった後も実施される予定だということまではこちらでも確認できているのですが、7月以降の最新の状況については、改めて第2回の検討委員会で報告をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○今井委員 はい。アレルギー疾患に対しての研修指導というのは、なかなか決して容易ではないと思うんですね、専門家の先生がいらっしゃらないような施設では。なので、看板は上がっているけども、実際、実質的にどこまで行われているのかというのが当初から僕はちょっと疑問には思っていたので、実際、しっかり行われているのかどうかというところが少し気になるところです。

もう一つよろしいでしょうか。

○事務局 お願いいたします。

○今井委員 その次の、施策の6の受講者の数なんですけれども、医師向け、看護師等向けで、多少、範囲が狭まるので少なくなってしまうのかもしれませんが、これは広報が十分だったと考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局 ご質問いただきましてありがとうございます。

看護師等医療従事者向け研修につきましては、実情、拠点病院のほうで研修企画が固まり次第、本日もご参加もいただいている薬剤師会様、看護協会様、栄養士会様などに周知をさせていただいております。また、都内の医療機関に対しまして、こちらからメールをご送付いたしましてご案内をしております。ご案内が直前になってしまったケース

も実情としてはございますので、今後、できるだけ早い段階で周知できるように努めてまいりたいと思います。もう少し受講者を伸ばしていきたいと考えております。

○今井委員 ありがとうございます。

すみません、最後もう一点だけ。施策の柱のⅢの施策の9の多様な相談に対応できる体制の充実、その次のページですかね、その4、これが区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援なんですけども、こちら3区市に限られているのはどうしてなのでしょう。

○環境保健事業担当課長 これは東京都の包括事業という助成の制度がございまして、これを利用いただいているのが、現在、3区市ということでございまして、これについては東京都のほうからも関係の課長会等でもこういう事業がありますので、ぜひともご活用いただいて、包括補助事業によってこういうものを行ってくださいというお願いを今現在しているところでございます。

○今井委員 すみません、これは手挙げなんですか、

○環境保健事業担当課長 そうですね、手挙げになります。

○今井委員 金額の上限が決まっているものということですかね。

○環境保健事業担当課長 そうですね、全体の2分の1というような形で決まっています。

○岩田会長 今井委員、よろしいでしょうか。

○今井委員 はい、ありがとうございます。

○岩田会長 先ほど手を挙げていらっしゃいましたけども、大田委員、何かございましてしょうか。

○大田委員 こういった形で、大変すごい、いろんなことをされているなというのは分かりました。ただ、参加者のほうから見ると、題目はいいんですが、よく、これは資料なので多分表されてないんだと思いますけれども、例えばこれに出たら何ができるようになる、説明できるようになる、分かるようになるとか、そういうのが今、一般的な教育のほうのプログラムのときに、カリキュラムのときに表現として求められていると思うんですけども、そういう形の表現をすることによって、企画する側もゴールがより具体性を持って認識できるんですね。それが一つ。

それからもう一つは、複数回やっておられるときに、同じものをそうして繰り返されるのか、あるいは3回やれば、それぞれに計画的に内容を組み立てて、三つ出れば出ただけのまた積み上げができるのか、その辺りのところの考え方をちょっと聞きたかったんですけども。もし、何かそういう点でお考えがあれば教えてください。

○環境保健事業担当課長

研修の題名をこういう形でお知らせして募集という形になりますが、今、大田委員のほうからご意見いただきましたように、今後、広報の中で、例えばこういう研修の題名だけではなく、中身のほう、こんな内容でこういう情報をお知らせするので、こういうことができるようになりますというようなこともお知らせできるようになるとよろしいかなと思いますので、広報の方法については今後も検討の一つの課題なところかなと今

思っております。

また、回数につきましても、複数回行うときになるべく様々な研修が重ならないような形で対応しておるところでございますけれども、これについても今後研修の計画等を立てる中で、今、拠点病院で行っている研修もなるべく重ならないようにというふうにお問い合わせしておるところでございますが、今後なるべく多くの研修を受けていただけるような形でいろいろ検討し、対応しながら行っていきたいというふうに思います。

○岩田会長 具体的なところまでは今はなかなかお答えづらいと思いますが、今後の研修計画内容策定において、留意をしていただければと思う次第です。

それでは、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 都立小児の吉田です。

質問といたしますか、今井委員にご質問いただいた医師アカデミーをしてる一つの実施施設として、現状をご報告させていただければと思います。

医師アカデミーは、我々の都立病院のその上の機構の東京都さんがやっていたらしゃるイメージが私たちにとっては多いんですが、後期の臨床研究の小児科コースで、例えば当院であったりとか、墨東病院とか、あと公社もですかね、先生が希望されると、当院のような施設でアレルギー研修を行うことができます。多くの方は1か月ぐらいの方が多いため、何とかアレルギーに興味を持っていただくとか、ガイドラインを知っていただくぐらいで終わってしまうんですが、興味を持っていただけると、今井委員のところでお世話になっているような、二人のような立派な卒業生が生まれてくるのかなとも思っております。専門的にできるのは、当院で受けている1名のみが3年コースで行っているようなのが現状でして、ちょっと育成の面では、少しちょっと数としては少ないかなと思っておりますが、スタッフ自身が2名の体制ですので、もし可能であれば、こういう施設の方向から東京都の病院で、ちょっと独法化してしまいましたが、もう少しスタッフ育成、育てられるような人材が働けるような環境を整えていただけるといいかなと思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

○岩田会長 どうもご説明ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 吉田委員、ありがとうございます。

私、詳細をよく分からなかったのですが、都内の都立病院で幅広く行われているのかなというふうに誤解してたのですが、そのように焦点を絞った施設で、吉田委員のところで行われているのであれば、しっかりとした研修が受けられるかなと思います。また、吉田委員がおっしゃったように、スタッフが少ないところで実効性のある研修というものもなかなか難しいと思いますので、ぜひ、こうやって看板を掲げる以上は、しっかり研修ができる体制というのを専門病院に整えていただきたいなというふうに私も思いました。ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

多少時間も押してまいりましたので、それでは、次に移りたいと思います。

議題の2、令和4年度東京都アレルギー疾患対策推進計画の取組予定について、事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

私のほうからは、資料2に先立ちまして資料3の説明をさせていただきたいと思えます。1月に前回検討委員会を開催いたしまして、皆様方からの意見を踏まえまして、アレルギー疾患対策推進計画を改定いたしました。改定にあたりご意見等をいただきまして、誠にありがとうございます。4月から新たな計画に基づき対策を実施しているところでございます。資料2で各取組の説明をする前に、この資料3を用いまして、計画の概要と新たな取組について少しご紹介させていただければと思います。

まず、アレルギー疾患対策推進計画の改定についてです。改定の経緯でございますが、アレルギー疾患対策基本法に基づきまして、国のほうでアレルギー疾患対策基本指針を策定しております。また、都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関しまして、都道府県が計画を策定することができるという規定が法の中がございます。それを受けまして、国のほうで指針を策定されておまして、国ですとか、地方公共団体が取り組むべき方向性をこの指針において示しております。3月14日にこの指針が改正されまして、改正の概要といたしましては、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことすとか、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士が明記されたことすとか、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果、こちら、平成29年7月に発出されたものですが、その結果に基づく体制整備を行うことが明記されたりすとか、あとは、地方公共団体が地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進することに関することが明記されております。

これらを受けまして、東京都のアレルギー疾患対策推進計画も3月30日に改定することができました。その改定の概要についてでございますが、計画期間としては、令和4年度から8年度までの5年間としております。改定により強化する主な取組といたしまして、三つの柱それぞれに強化する点を記載しております。

まず、施策の柱Ⅰについては、普及啓発の強化・見直しを行います。施策の柱Ⅱにつきましては、医療従事者の資質向上と医療提供体制の整備に取り組めます。施策の柱Ⅲについては、関係施設職員の人材育成、また、緊急時対応力の向上などを行います。

前回の計画に引き続き、12の施策に関してそれぞれの取組を記載しております。これらの施策について、東京都の庁内関係部署、区市町村、拠点病院、専門病院、そして、本委員会の皆様方と連携、協力しながら取り組んでまいりたいと思えます。本日、参考資料として冊子を同封してございますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

それでは、2つ目といたしまして、計画の中の新たな取組について幾つかご紹介をさせていただきます。

普及啓発に関しましては三つございまして、まず一つ目が、キーワード連動型広告ということで、Google、Yahoo!のインターネットにある広告制度を活用したものとなっております。インターネットでアレルギー関連情報を検索した、都民の患者・家族等に対しまして、アレルギー情報navi.の広告を表示させまして、その広告をクリックするとアレルギー情報navi.に誘導されるという仕組みでございます。こちらを利用しまして、アレルギー情報navi.の周知と正しい知識の普及を図りたいと考えております。実施期間については、2月の1か月間を予定しております。

二つ目といたしましては、アレルギー疾患対策推進強化月間というものを新たに設定いたします。毎年2月の期間、普及啓発等を集中的に実施いたします。具体的に申しますと、既存事業として都民向けのアレルギーの講演会を実施しておりますが、こちらを毎年2月に実施いたします。また、①のとおり、キーワード連動型広告を2月に実施することで、集中的にアレルギーについて知っていただきたいと考えております。

三つ目でございます。区市町村を通じた妊婦へのシール配布ということで、都内の区市町村62自治体ございまして、その区市町村の母子保健所管部署に協力をお願いいたしまして、母子健康手帳の交付時に妊婦向け啓発資材を配布いたしまして、その啓発資材を通じて、東京都アレルギー情報navi.への誘導を図ります。そこで特設ページを設けまして、妊婦に乳幼児のアレルギー予防等に資する情報を提供したいと考えております。

続きまして、3つ目、医療提供体制整備に関する新たな取組でございます。

アレルギー疾患医療連携の具体化に向けた検討ということで、今年度実施したいと考えております。具体的に申しますと、1番、アレルギー疾患医療に係る取組の状況と課題として、現在、これまで「アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院」を平成31年2月に指定しました。また、都民・患者さんに対しまして、地域の医療機関情報を提供しております。また、基礎調査の実施といたしまして、三歳児全都調査ですとか、医療実態調査等を実施しております。また、アレルギー疾患医療に関わる医師、看護師等医療従事者向けに研修を実施してございまして、人材育成を図っております。しかし、拠点病院等に患者さんが集中し続ける状況ですとか、拠点病院等と地域の医療機関とが円滑に連携するための情報が不足している等の課題が確認されておりますので、都内全域における医療連携体制の構築に向けて本事業を実施することといたしました。

検討体制といたしましては、拠点病院・専門病院の医師、地域の医療機関の医師、患者団体様、計14名にご参画いただいて検討を実施しております。調査・検討事項といたしましては、拠点病院等と地域の医療機関との連携に関わる実態の把握、課題の整理、それから、都内全域における医療連携手法の検討などでございます。こちらの検討事業につきましては、委託により実施をしております。

今後の方向性といたしましては、令和5年度以降、今年度の検討結果を踏まえまして、拠点病院等のコーディネート機能の強化、連携に必要なツール等の開発、連携手法の運用・検証などを実施していきたいと考えております。また、将来的にはアレルギー疾患

医療を適切に実施できる医療機関を確保し、都民や患者に対してホームページ等で周知していきたいと考えております。

続きまして、4つ目、施設等職員の緊急時対応力の向上でございます。

こちらは、デジタル技術を活用した緊急時対応ガイドンスということでございまして、都は、これまで緊急時対応マニュアルを作成いたしまして、保育施設等向けの研修で緊急時対応マニュアルを配布し、緊急時対応力の向上を図ってまいりました。また、東京都アレルギー情報navi.に緊急時対応マニュアルのPDFデータを掲載して、周知を図っております。今回、この緊急時対応マニュアルを東京都アレルギー情報navi.に実装いたしまして、ボタン操作ですとか、音声・動画が再生されるようにすることで、発生から救急車の要請までのご案内ができるようにしたいと考えております。このボタンですとか、音声・動画の実装により、施設内での研修資料として活用してもらうことすとか、患者様が実際に発生した場合の助けになればと考えております。

こちらのスケジュールについては、今年度は施設向けの緊急時対応ガイドンスの開発までを予定しております。次年度以降、試行・改良、周知を図ります。また、施設向けの緊急時対応ガイドンスを、患者・家族向けにも活用できるようにもしたいと考えております。なお、適切な対応ですとか、ご案内をすることが生命にも関わることであるということは認識しておりますので、医学的な監修を都立小児総合医療センター様をお願いをさせていただいております。

資料3の説明については以上でございます。

それでは、続きまして、資料2の説明に入らせていただきます。

#### ○事務局

資料2をご覧ください。「東京都アレルギー疾患対策推進計画」令和4年度の取組予定でございます。

説明の前にお知らせですが、各施策に担当部局を記載しておりますが、病院経営本部につきまして、施策1、6、7にございますが、先ほど吉田委員からもございましたが、7月1日から都立病院が独立行政法人となりました。病院経営本部という部署はなくなり、現在は、福祉保健局に統合されておりますので、その点、ご了承いただければと思います。

それでは、今年度の予定につきまして、主に変更や追加されている部分を中心にご説明いたします。

まず、施策の柱Iでございますが、適切な自己管理や生活環境改善のための取組の推進でございます。1つ目、「アレルギー情報navi.」による情報提供ですが、これまでと同様に引き続き実施してまいります。

2つ目、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信でございますが、先ほど資料3でご説明したとおりですが、今年度新たな取組となります。

また、3つ目、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会につきまして、今年度は、令和5年2月にぜん息と食物アレルギーをテーマにWebでの開催を予定しており

ます。

5つ目、こちらは先ほどご説明いたしましたデジタル技術を活用した緊急時対応案内になりますので、説明については割愛させていただきます。

6つ目、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開ですが、こちらも先ほどご説明したとおり、新規に実施する内容でございます。

続きまして、施策の2、大気環境の改善でございます。

1つ目の大気汚染物質の排出削減に向けた取組のうち、上から三つ目の丸のところです。大気汚染対策に取り組む事業者をC l e a r S k yサポーターとして募集しまして、取組を広く紹介することで自主的取組による排出削減を促進するなどの事業について、今回新たに追加しております。

また、2つ目、Z E Vを含む低公害・低燃費車の導入に対する助成とディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策ということでございますが、今回からZ E V、ゼロエミッション・ビークルという文言を追加しております。Z E Vについては下のほうに注がございますので、ご参照いただければと思いますが、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車等を指しております。そちらを導入する場合の補助等を実施してまいります。こちらが追加になったところでございます。

続きまして、施策の4、アレルギー表示など食品に関する対策でございます。昨年度の計画と若干記載の変更がございますが、事業の内容に大きな変更はございません。

続きまして、施策の柱Ⅱ、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備でございます。先ほど申し上げましたが、医師、歯科医師向けの研修について、上から2番目の丸、「アレルギー疾患治療専門研修」の対象に、新たに歯科医師、そして、歯科衛生士を追加して実施してまいります。また、今年度も引き続き四つの拠点病院に委託をしまして、全部で4回実施する予定でございます。

3つ目の薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施につきましては、引き続き、「相談実務研修」と「アレルギー疾患治療専門研修」をW e b形式で実施してまいります。

施策の7、医療提供体制の整備でございます。施策の7の2の部分ですけれども、先ほど資料3でご説明しましたが、今年度新たに、医療連携の具体化に向けた検討を始めております。

施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございます。施策9、多様な相談に対応できる体制の充実といたしまして、子供の相談実務研修を3回、成人の相談実務研修を2回、計5回、W e b配信の形で実施する予定でございます。

施策の9の5、アレルギー相談事業や患者家族会とも連携した多様な相談への対応につきまして、資料1と同じ訂正をさせていただきたいと思っております。一つ目の丸の二つ目の部分、患者・家族の多様な相談に対応するため、国の相談センターへのリンクと記載しておりますが、こちらをアレルギー相談事業へのリンクということに訂正させていただきたいと思っております。



続きまして、施策の10、社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上でございます。1つ目、社会福祉施設や学校等の緊急時対応のための研修につきましては、今年度、保育施設等の職員向けに、「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を2回開催する予定でございます。こちらの研修については、エピペンの投与方法など実技を含む内容でございますので、Webではなく会場の開催を予定しております。

また、2つ目は、先ほども出てまいりましたが、デジタル技術を活用した緊急時対応案内になります。施設などの現場の緊急時対応力の向上にも寄与できるものになればと考えております。

施策の11、事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進といたしまして、2つ目、社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援といたしまして、「アレルギー対応体制強化研修」を開催予定でございます。こちらは、行政向けの研修を2回、会場開催することと、保育所等の社会福祉施設の管理者向けの研修をWeb配信形式で実施を考えております。

続きまして、施策の12、災害時に備えた体制整備といたしまして、こちらも昨年度に引き続きにはなりますが、都民や関係機関に対する、平常時からの災害の備えや災害発生時における対応についての普及啓発を実施してまいります。具体的には、都民アレルギー講演会や研修の開催に合わせて災害に関する情報提供、そういう情報提供を実施していくということと、アレルギー情報navi.においても情報提供を行ってまいりたいと思います。

資料2についての説明は以上になります。

○岩田会長 ありがとうございます。

4に行きますか。

○事務局 資料4も続けて説明させていただきます。

東京都アレルギー情報navi.についてになります。東京都アレルギー情報navi.は、東京都福祉保健局が開設するアレルギー疾患に関する総合サイトでございます。サイトの構成は下に書かせていただいておりますが、大きく分けて、一般向けのページと医療関係者向けの情報がございます。一般向けのページには、疾患の基礎知識ですとか対応・対策・よくある質問、施設向けの情報等がございます。医療関係者向けのページでは、拠点病院や専門病院の診療実績や研修情報・症例などを紹介しております。

今年度の予定といたしましては、引き続き専門的知見に基づく正確な情報を提供するとともに、先ほども申し上げましたが、サイトの普及を進めるために、2月にキーワード連動型広告の実施を予定しております。また、乳幼児期からのアレルギーの予防についての情報を充実させるとともに、妊婦や乳幼児の保護者を対象に、このサイトの普及啓発資材を配布する予定でございます。

次の2ページ目になります。サイトの監修についてでございます。

医学的な観点、また、患者の視点から内容を見直すために定期的に監修を行っております。

監修体制といたしましては、この委員会の下部会でございますアレルギー疾患対策検討部会で具体的な監修を行っておりまして、その結果を本委員会へ報告するという事になっております。また、今年度より、サイトの監修について、東京都アレルギー疾患対策検討委員会の監修のもとで作成している旨をアレルギー情報navi.に書かせていただいております。監修する内容に合わせて、専門の先生に検討部会への参加を依頼しておりますが、主に東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の先生方にご協力いただいているほか、患者団体様にもご協力をいただいております。

監修する内容については、各診療ガイドラインの改訂状況を踏まえましてページの見直しを行っております。年間2疾患程度、監修していく予定にしております。昨年度は、「食物アレルギー」と「アトピー性皮膚炎」、「アレルギー性結膜炎」の見直しを行いました。今年度は「成人のぜん息」、「アレルギー性鼻炎・花粉症」について見直しを実施する予定でございます。

次のページです。アレルギー情報navi.のアクセス状況につきまして、参考にお示ししたいと思います。こちらのデータは、昨年6月1日から今年5月31日までの1年間のデータをGoogleアナリティクスで解析したものでございます。左上の折れ線グラフですが、ページビュー数というものになります。どれぐらいページが見られているかという数ですが、12月1日の研修動画の公開や、花粉の飛散開始といったタイミングでページビュー数が増加しているのが分かるかと思います。

参照元メディアと書かれている部分について、GoogleやYahoo!からの流入が多い状況となっております。また、右側の部分、男女比については女性がやや多くなっております。アクセスデバイスについては7割以上の方がスマートフォンでアクセスしている状況です。また、年齢につきましては、20代から40代の方のアクセスが圧倒的多数となっております。

先ほど申し上げましたキーワード連動型広告を実施する際に、このデータを活用して効果的な広報展開を検討していきたいと考えております。

資料4の説明は以上になります。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、資料3、2、4と多岐にわたりましたけれども、4年度の取組について、どうぞご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

武川委員、どうぞ。

○武川委員 どうもご説明ありがとうございました。

私からは、先ほどご説明があった中で、今般の指針の見直しとして出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むとして、東京都として母子健康手帳の交付時に妊婦向けの啓発資材を配布いたしまして、その啓発資材を通じて、東京都アレルギー情報navi.への誘導を図ります。そこで特設ページを設けまして、妊婦に乳幼児のアレルギー予防等に資する情報を提供する。とされていることと、これから新たに歯科医師と栄養士の方がアレルギー疾患対策に対して連携してご尽力いただける、お話を聞きまして、非常

に力強く感じました。話は変わりますが、先般、日本経済新聞に掲載され話題になったんですが、近時、救急救命士の活躍が非常に目立っているという報道がございました。アレルギー疾患の患児・患者向けの救急体制について気になりました。即ち食物アレルギーによるアナフィラキシーやぜん息発作への対応です。そのようなときに対応することもある救急救命士へのアレルギー疾患に関する情報や知識の修得について、どのようにお考えになっているのか、今の現状はどうか、今後どうされるのか、お聞きしたいのです。よろしくお願いたします。

○岩田会長 事務局、よろしくお願いたします。

○環境保健事業担当課長

救急救命士に対する教育等でございますが、こちらにつきましては、従前から取り組んでおるところでございますが、施策の6の4、東京消防庁というところで、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育ということで、訓練の実施、救急巡回指導の実施については引き続き行っていくということになっております。

○岩田会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○武川委員 いわゆる、この間、昨今よりこれまで救急救命士の活動というのが、病院内に入るまでだったのが、要するに入ってから、引き継ぐまでですか、そういったところまでやれるようになったとかどうかというようなお話がございましたけれども、その辺についてはこのアレルギー疾患の問題とは関連性というか、そういったものは何か重要なことが起こり得るのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 武川委員、ありがとうございます。

我々のほうで今そこまでの情報を入手していません。東京消防庁が所管の部分もございますので、消防庁のほうにも今後何か変わる部分があるのか、例えばそれに伴って訓練の中で変えていく必要があるのかというのを確認はしていきたいと思っております。ご意見、ありがとうございます。

○武川委員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

特に小児食物アレルギーや、小児ぜん息の知識、関係性、情報を救急救命士が知っている、知らないことで、助かる命が助からない場合もあり得るかもしれないので、ぜひよろしくお願したいと思っております。

○岩田会長 ありがとうございます。

では、新田委員、どうぞ。

○新田委員 私のほうから、資料2の施策の3の花粉症対策の推進のところですが、3番で、花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供ということで、引き続きこれはぜひお願したいと。言うまでもないところかもしれませんが、あえて申し上げたのは、ご承知のとおり、環境省の花粉観測の事業が廃止されているということもあります。先ほどの資料4でも、花粉の時期には情報navi.のアクセス数も増えるというようなことで、主には飛散状況を把握したいということなのかなとちょっと想像いたしました。

それで、関連でささいなことですが、情報navi.のほうで、花粉の情報のところの関連リンクで環境省の花粉システムもリンクが張られております。環境省のホームページはまだそのまま継続して過去の情報とかをそのままホームページに掲載するというふう聞いておりますが、もう既に新しい観測は行ってないということは、そのクリックのところで明示していただいたほうが明確かなというふうに思いました。これはお願いです。以上です。

○岩田会長 どうぞ。

○環境保健事業担当課長

新田委員、ご意見、ありがとうございます。環境省のはなこさんがこのたび停止したということをございまして、東京都としては、環境省のほうに詳細な花粉の飛散状況の把握とその公表ということを従前から要望してまいったわけですが、つい先日も今年度の、国提案ということがございまして、その中で、花粉の測定と公表を何とか国として全国的にやってくれないかということ、要望したところでございます。

また、東京都といたしましては、別途、花粉症の検討委員会というものがございまして、本日参加している委員の方にもそちらの委員の方もいらっしゃいますけれども、こちらの中で測定方法であるとか公表の方法も検討しつつ、的確に適切な情報を発信していくことを引き続き行っていくところでございます。

また、今、新田委員からご指摘いただきました我々のアレルギー情報navi.の中の環境省のリンクについては、もうデータが古いということでリンクを外させていただくということで対応させていただきます。

○事務局 はなこさんにつきましては、恐らくもうリンク先としてはないので、そちらについてはリンクから今、外させていただくように調整したいと思います。環境省自体のリンク先については、新田委員からのご意見を踏まえて、何らか都民の方に分かるように工夫はしていきたいと考えております。

○新田委員 ありがとうございます。環境省のはなこさんのホームページは、ホームページ自体は継続していくというふう聞いております。過去のデータをそこに掲載するというふうなことです。リンクを張るということが、都民向けの情報ということでは新しい情報を知りたいということでは意味がなくなるということですので、その辺り、考慮してご判断いただければと思います。よろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 新田委員、ありがとうございます。環境省も別途、花粉症のマニュアル等も公表していると思いますので、そちらについては都民の方も十分活用できるものだと思いますが、一方で、はなこさんのデータは過去のデータだけということで、都民の方が一番知りたい最新の情報ではないということもございまして、リンクについては検討して、対応して、マニュアルは見れるような形で、最新のデータでないものはリンクを外してもいいのかなと思いますので、分かりやすいように対応したいと思います。どうもありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、次、前田委員、どうぞ。

○前田委員 前田です。ありがとうございます。

資料2の5と6についてなんですけれども、まず5について、デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内ということで、これから作られるということで伺いました。施設向けですけれども、紙ベースのマニュアルも今あって、それを繰り返し研修していただいているのではないかと思うんですけれども、こちら、新しく作られるものも繰り返し研修で使って活用していただけるような啓発もぜひお願いしたいなと思います。それから子供の症状が変わっていくときに使うものなので、目を離せないというところが大事かと思います。患者様向けにもというふうに書いてあったと思います。行く行くは患者さんもこれを見ながらということも想定されると思いますので、本当にご家庭で一人でお子様を見ながら使えるものであるかどうかということも気にして作っていただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、6番についてですけれども、2月を東京都のアレルギー疾患対策推進強化月間とするということでも伺いました。区市町村のほうには今どのように具体的にアタックといいますか働きかけていらっしゃるのかなというところを伺いたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○環境保健事業担当課長 前田委員、ご意見、どうもありがとうございます。

まず、一つ目のデジタルのガイダンスにつきましては、今現在、紙ベースのものがございますけれども、これをデジタル化するというので、研修等で活用できるような、何度も見て研修で活用できるような形、さらには、緊急時にも使えるような形ということで検討をして、今、施設向けのをまず作ろうということでもございまして、その先、今後修正をしながら一般の家庭、親御さん、ご家庭でも使えるような形のものと考えております。その際には、またこの委員会等でも内容をご報告させていただいて、ご家庭でも使いやすい、どういう観点が必要かということもまたご相談しながら、よりよいものにしていければというふうに考えております。

もう一点でございますが、2月の強化月間でございますけれども、区市町村につきましては、今年度が初めてということもございますが、現在、関係部局のほうに2月に東京都のほうで強化する取組をしますので、ぜひとも区市町村のほうで2月に行えるような、アレルギーに関するイベント、事業があれば、ぜひとも東京都と一緒に広報したいということで今お話ししております。また、先ほども令和3年度のお話のところでもございましたけれども、包括補助事業という中で区市町村支援で2分の1の補助というものがございますので、こういうのも活用してアレルギーの事業をぜひやっていただきたい。可能であれば2月にやっていただきたいということを、今、区市町村にはお話をしているところでもございまして、これは粘り強くお話をして、ぜひとも都と一緒に活動していければというふうに考えてるところでもございます。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○前田委員 ありがとうございます。実際もう働きかけを行われているということで、感  
触としてはどうなんでしょうかというところをお伺いしたいんですが。

○環境保健事業担当課長 実際、なかなか、2分の1補助というところもありますけれど  
も、今現状で、実際、アレルギーの対応をする部署とコロナの対応をする部署が、区市  
町村の多くで一緒というところもございますので、現状としては非常に新たにというス  
テップが非常に難しいところではありますが、今年度、東京都のほうでも2月、強化月間  
ですよということを打ち出して、さらに、1回、区市町村のほうにはその東京都の広報  
等も見ていただいて、一緒に乗っていきましょうよというお話をさらにしていくとい  
うことで、徐々に徐々にステップアップしていくのかなという気はしますが、この月間を  
設けたから急にというのは、なかなかそういう感触ではないというのが実情ではござい  
ます。

○岩田会長 ありがとうございます。

○前田委員 ありがとうございます。東京都が一生懸命やっているけど、地元ではあまり  
聞かない、ということでは盛り上がっていかないかなと思います。盛り上がってほしい  
と思っていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○岩田会長 では、次の、歯科医師会、末田委員、どうぞ。

○末田委員 今回から参加させていただいてます東京都歯科医師会の末田です。

施策の柱のⅡの施策6の中に歯科医師を入れていただいたということで、ありがとう  
ございます。先生方もご存じだと思いますが、歯科用金属アレルギーは、口腔内の金属  
が原因で発症してもその症状が口腔内にほとんど発症せずに、口腔内から遠隔の皮膚に  
発症することが極めて多いと言われております。なかなか、そうしますと、口腔内の金  
属が原因とは見つけにくいものでして、そうすると歯科からの発信は難しく、やはり皮  
膚科との連携が重要になってくるのではないかと思います。ただ、歯科用金属アレルギ  
ーの診療に関しては保険診療の報酬の対象にもなっておりますので、それだけ重要にな  
ってきているのだと思います。

施策の6の専門的な知識の普及と技能の向上や、アレルギー疾患医療の歯科医師の育  
成などの研修会についてはぜひお願ひしたいところでございますし、歯科医師会とし  
ましては、多くの会員が参加できるように周知していきたいと思っております。よろしく  
お願ひいたします。以上です。

○岩田会長 これは本当によろしくお願ひいたします。

それでは、次のご質問、阪東委員、どうぞ。

○阪東委員 すみません、阪東です。

ちょっと細かいことが若干気になってしまいました。施策11の3番の保育力強化事  
業のところなんですけれども、その次のページでしたかね。そこですね。その保育  
力強化事業の特別保育事業等推進加算の施設数が504となっていて、年度によって若  
干の違いがあることは分かっている、その上の施設数とかも全然違うのは分かるん  
ですけど、ここの数字だけ随分、3年度から数字がちっちゃいなと思って、630ぐら

ったのが504にまで下がっているんですが、これは、あれですか、対象施設数、この特別保育事業等を縮小するということなんですか、それとも対象施設がここまで減っちゃったということなんですか。

○環境保健事業担当課長 ご意見、ありがとうございます。

こちらの資料は担当の部署に作っていただいているところでございますので、632から504というところの、対象が単に減っているのかどうかというところは確認をさせていただきたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

○阪東委員 ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

知らない保育施設があるという可能性はどうでしょうね。何かそういう情報はありますか。

○環境保健事業担当課長 広く周知はしていると思いますので、ここの予定数の減少につきましては、後ほど担当の部署に、母数が減っているのか、何かほかに理由があるのか確認させていただきたいと思います。

○岩田会長 それでは、大田委員、どうぞ。

○大田委員 すみません。では、柱のⅡの7番のところですね、医療提供体制の整備の中で具体化に向けた検討の実施ということが書かれていて、どういうふうなことを考えていらっしゃるのかということが知りたかったのと、それから、こちらとして考えているのか、思いつくのは、ID-Linkというのが東京都のほうの補助もあって、大分手を挙げているところは挙げておまして、私たちも加わっているんですが、その広がったものが東京都医療ネットワークという、そういう計画がベースにあるので、そういったものも少し考慮されて、実際の、一部実行可能なことだと思うんですが、モデルとしてやってみてはどうなのかなというのが一つの意見ですが、実際にほかのことを考えていらっしゃるとして、それも知りたいなと思おまして、今質問をしております。

○環境保健事業担当課長 大田委員、ありがとうございます。

今お話のあったID-Link等も含めて、関係の拠点病院、専門病院であるとか、専門医の先生方、地域の医療機関の先生方にもいろいろヒアリングをしながらどういう連携体制を取るのが重要なのかという、何が必要なのかというところを、これは専門の方々、または患者の方にお聞きして、今どういう形でしょうかということを検討しているところでございます。その中で、今既にある連携体制も調査の対象としておまして、ID-Linkも含めてどのような形で連携をするのが一番アレルギーの疾患に対して連携がうまくいくようになるのか、また、将来的な目標としての都内の医療連携体制の全体像というのもございますので、それに乗せられるのかどうかということも含めて、今検討をしている段階でございます。

○大田委員 有効だと思われるのが、例えばパッチテストとかプリックテストとか、いわゆる特殊な形で外注でできないような、患者さんの体の中を、体を使ってというのは変な表現ですが、in vivoでの検査で初めて分かることというのもご承知のように

あるということと、それから、薬物アレルギーの内容が非常に多岐にわたった場合、それが正確にちゃんと伝えられながら医療が行われるかどうか、その辺りのところもちょっと関心があるものですから、そういった、いわゆる細かなところまで情報提供できるようなシステムというのは利用の価値があるんじゃないかなというふうに考えました。どうもありがとうございます。

○岩田会長 どうもありがとうございます。

多分これから作っていく過程で、事務局のほうからもいろんな意見聴取ということもまた行われるかなと想定しております。

では、次、小浦委員、どうぞ。

○小浦委員 ありがとうございます。小浦です。

私からは2点なんですけれども、まず資料2の施策1の6番ですね、2月を東京都のアレルギー疾患対策推進強化月間として定められるということとはとてもいいことだと思っていて、その2月のところでキーワード連携型広告の実施をされるということのも、今どきのSNSを活用してとても効果があるとは思いますが。ただ、やはりこのアレルギー情報navi.をもっと周知しようということですので、2月の1か月間だけだと何かもったいないなという気がしております、せめて年に2回ぐらい、3回でもいいんですけども、もう少しほかのところでも、このいわゆるターゲティング広告のようなものですよね、これが実施できるともっと普及できるのではないかなというふうに思いましたので、予定、少し変えられるのであれば検討していただきたいなというふうに思ったところです。

もう一点ですけれども、施策の12なんですけれども、災害時に備えた体制整備ということで、アレルギー児用の調製粉乳の備蓄のことなんですけれども、ランニングストック方式で備蓄というふうに書いてあるの、これをちょっと教えていただきたいんですけども、買い取って、都庁のところで備蓄をするということではないんですよ、そこをちょっと説明していただきたいと思いますが。

○環境保健事業担当課長 小浦委員、ご意見等ありがとうございます。

今回、アレルギーの対策強化月間を2月にするということの目的として、年間の中でどこかでアレルギー疾患をより注目してもらいたいところを作りたいというのがまず一つでございます、花粉が飛散開始をするような時期であるというのが2月であるということと、あと、保育園であるとか、親御さんもそうでしょうけども、新学期、新入学、新入園を控えて、対応を準備いただくタイミングとしても2月はいいだろうというところで2月というふうにさせていただいたのと、もう一つ、アレルギー協会でアレルギーの日を2月に定めていて、アレルギー協会と厚生労働省のほうと連携してアレルギー週間というのも2月に行われるということも含めて、2月というのが一番効果が高いだろうというところで、今2月にしているというところがございます、それ以外の時期については全くしないというわけではございません、ほかの時期にやる事業の中でもアレルギー情報navi.を紹介させていただきますので、これまでの周知等もしつつ、特に2月



に力を入れたいというのをまずやりたいというところをございまして、また、ほかの月というのもご意見としてはあったということは認識させていただきます。

もう一点、ランニングストック方式というのでございますけれども、こちらは、ほかの食事とか薬剤等でも最近よく使われる方式でございますけれども、通常に販売されて使われているものを倉庫に一旦置いて、倉庫から市場に出回る中で、その倉庫にある分を東京都のほうで一部、災害時に使わせていただくという契約をするということですね。例えば倉庫に何箱というような形で、災害があれば、流通する前の段階の倉庫のものを東京都に頂くという形になります。備蓄で買い取ってしまうと、何年かたったら駄目になってしまって廃棄をしなきゃいけません、ふだん流通に回っている常に新しいものを東京都として災害時に活用できる。流通している中で、一部分を東京都でもらえるというような方法がランニングストックというような方法でございます。

○小浦委員 分かりました。とても有効でいいと思います。万が一災害があったときには、じゃあ、その事業者から、何ていうんでしょう、それぞれの避難所に配達をしてもらえるのか、東京都のほうに一旦まとめて来るということの契約になっているんですか、そのところ、どっちなのでしょう。

○環境保健事業担当課長 契約の細かい部分までは確認していませんけれども、避難所の運営は区市町村となります。倉庫から直接避難所に行くのか、一旦、都に来てから行くのかというのは、これは相手方によっても違う可能性もありますし、物品によっても違う可能性がありますので、そこについては一概にどうだとは言えませんが、少なくとも最終的には、契約している倉庫であるとか工場から避難所のほうに届くという形になります。

○小浦委員 分かりました。そのところは、実際、災害が起こるときっていろんな混乱があると思いますので、そのところだけは確認しておいていただければと思います。

私、2月に広告の件、言いましたけど、2月にはもうぜひやっていただきたいと思うんですけども、ご回答の中にもありましたけども、ほかの月でもこういった方式をぜひ進めていただければなと思って発言させていただいたところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、栄養士会の大森委員、どうぞ。

○大森委員 すみません、大森です。

施策11の保育力強化事業のところなんですけれども、私どもの園もこの補助を頂いて運営はしているんですけども、除去食、代替食を実施している保育所の補助に関して、いまだに正直、本当、お恥ずかしい話なんですけれども、栄養士がいてもアレルギー一児の食事という部分に関して、除去をしてその栄養を担保されていないという現状もまだ多く耳にしますので、その辺のところも、補助金を出しているところに関しては、どのような代替食であったりとか栄養ケアをしてるのかをきちっとご指導いただけるとありがたいなと思ひまして、ちょっとご意見させていただきました。ありがとうございます

ます。

○岩田会長 ありがとうございます。

内容の吟味が必要であるということですね。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 ご意見いただきましてありがとうございます。

補助という観点と実際の中身の話というところは一体的に本来考えなければならないところだなというところは認識いたしました。研修等ではしっかりと保育施設の方々にご対応いただけるように展開してまいります。本事業との関連性についても関連部署とも相談しながら検討してまいりたいと思います。ご意見いただきましてありがとうございます。

○大森委員 ありがとうございます。

○岩田会長 それでは、次に、村山委員、どうぞ。

○村山委員 まず、アレルギー情報navi.の問題なんですけれども、今やられているいろいろな施策は主に医療機関とか教育機関とか福祉施設というものを対象にされていて、それがそのまま一般都民に反映される形になってないんですよね。都民がアレルギーに対しての知識とかいろんなものを実際に接することができるのは唯一アレルギー情報navi.なのに、そのアレルギー情報navi.を広めるというのは、前の小浦委員もおっしゃってましたけど、もうちょっとこれを第一優先にしたほうがいいんじゃないかというふうに考えています。結局、幾らいいことをやっても都民にそれが下りなければ、伝わらなければ、ほとんどもう意味がなくなってしまうので、その辺はもう少し考えていただきたいなと思います。

それから、災害時の対応なんですけど、災害が起きた後には基本的には物流が止まってしまうという前提で考えてほしいんですよ。災害が起きたから倉庫からどうやって運ぶかというのは、これ事実上、何もできないのとイコールなんですね。つまり、災害が起きるとするのが予測できたら、そこで既に物資が動いてなければ何の役にも立たない方針になってしまうと思いますので、災害時に本当にそれができるのかどうかというのはもう一度確認していただきたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。

とても大事なご指摘だと思います。いかがですか、事務局。

○環境保健事業担当課長 事務局でございます。ご意見、どうもありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。アレルギー情報navi.をいかに認知していただくのかということが特に重要なところだと認識しております。まず、今の段階では今年度、母子手帳とともにシールを配るというところで母子の部分については強化して周知していきたいと思っておりますけれども、それ以外の部分、成人等も含めて周知には今後も力を入れていきたいというふうに思います。

また、災害時の対応につきましては、このたび東京都で防災計画等改定等もございまして、そういう中で物資の流通についてはどのようになるのかというのは、再度確認していきたいと思っております。ご意見、どうもありがとうございました。

○岩田会長 ありがとうございます。

では、今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。昭和大学の今井ですけども、幾つかコメントですけども、まず、医療提供体制に関する取組に関しては、私、非常に期待しておりますので、ぜひ実効性のある対策が講じられることを切に望んでおります。

次ですけども、東京都って栄養教諭の配置が他の都道府県に比べると非常に少ない状況があると思います。学校等における食物アレルギーの患者さんを中心とした指導、教育に非常に力を発揮してくださるはずですので、もちろん他部署のことですので、増やすということにはならないんでしょうけども、ここでの取組が、都における栄養教諭の増員につながるような何か方向性を持った栄養士に対する施策をご検討いただければなというふうに思います。

あと、表示に関してなんですけども、私、ちょっと消費者庁がらみの仕事もしているのですけれども、中食、外食に関する国の動きというのが今後数年間の間に変わってきますので、ぜひ東京都はそこを先取りしてやっておりますので、その国の施策にも助言できるような対策を継続して、また、充実してやっていただければなというふうに思います。

村山委員のご発言にもありましたけれども、やはり医療提供側の能力を上げるということ、患者側がしっかり知識を身につけて医療を選んでいく、その橋渡しに、最初に申し上げた提供体制のシステムが構築されていくといいと思うんですね。その点で、そのnavi.の充実というのは非常に重要ですし、その広報に関しましてもぜひ注力していただきたいと思います。

Web等の講習会で1,000人、2,000人というレベルで聞いていただいている状況がありますよね。私もその辺り、一部関わっておりますけども、もう少しnavi.の紹介に対して、それだけの方が聞いているわけですから、利用して、ぜひ患者さん方に伝えてほしいという旨の時間を設けてもいいんじゃないのかなと思います。ただQRコードを上げて、こんなものをやっていますと言っても、なかなかそこまで進んでくださる聴衆というのは決して多くないのかなというふうに思います。

あと、最後ですけども、エピペンの、どうなんですかね、成果物を作られますけれども、以前の会議でも申し上げたかもしれませんが、やっぱり人の生き死にに万が一関わってしまう可能性のあるものを作るわけですよね。ですので、それこそ最悪、これとおりにやったのに死んでしまったというようなときに、何か、東京都なり、場合によってはそこに関わった、それこそ医療従事者にとぼっちりがかからないような、ある意味免責みたいなものに関しては何か対策を講じていらっしゃるのでしょうか。

ちょっと多くなりましたけども、以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

これもまたとても重要なご指摘、多々ございました。いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 今井委員、ご意見、どうもありがとうございました。非常に貴

重なお意見、ありがとうございます。

中でも、特にnavi.の周知については、研修の中でも周知しているつもりではあります。さらに方法等もご教示いただきまして、今後も対応させていただければと思います。

デジタルガイダンスの部分につきまして、免責の部分等も含めまして、まだこれから準備をしていくところがございますので、研修資料として使える部分と、あと、緊急時の対応の部分というふうな形で2段階になるのかなということも検討の中にはございまして、特に緊急時の部分についてのその免責の部分についても、今後の大きな検討課題かと思っております。今回いただいた種々のご意見を踏まえながら対応してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○岩田会長 では、この議題2について、最後に川上委員、どうぞ。

○川上委員 すみません。東京都医師会の川上です。

この令和4年度の取組の中に入るかどうかちょっと分からないんですけども、日々お子さんたちと接していて、最近、保育園に入園するお子さんが多い中で、離乳期の食物アレルギーとの関係で、ある程度の食材を家で試してくれないと保育園の離乳食が提供できないというようなことが保育園のほうから言われるがために、かなり家庭で離乳食を進める速度が速くなってしまって、かえって十分な指導が行かないうちにいろんな食材を与えて、何が何だか分からず発疹が出ています。だから全部除去しましたというようなケースがあることを考えると、できれば、発症する前の安全面として、やはり保育施設等に乳児を預かるときに、どういうふうに離乳時期のベビーちゃんのお食事を家庭と連携して、アレルギーの予防を図りながらも、予防というか、症状発現の有無等を確認しながら保育園でのお食事提供をやっていったらいいのかというような一つの段取りのパターンというか、ご指導があったほうがよろしいんじゃないかというのを感じております。これが。1点ですね。

それから、もう一つ、今回この表を見ていて、どこにも入っていないんですけども、都民という話とはちょっと違うのかもしれないんですが、東京はやはりホテル事業、ホテルがたくさんあります。アレルギーのお子さんたち、あるいは食物アレルギーの患者さんとお話をしていると、国内旅行をするのはとても大変で、海外旅行をするほうがとても楽と。海外は大抵のホテルにアレルギーがあることを事前に連絡しておくとか対応食を提供してくれるけれども、日本国内はなかなか対応食の提供が得られないというようなことで、東京というこの土地柄からいっても、都民も含めて、外食産業ですね、ホテルに限らず外食産業の方たちに、アレルギー対応のお食事というものに対する啓発活動というのを、せっかくアレルギー対応をやるのであれば、ちょっと入れていただいたほうがいいんじゃないかなというのを感じておりまして、すみません、今頃になってこういうことを言うのは手後れかもしれないんですけども、一言言わせていただきました。ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

この今、資料が出ております。飲食店等、これが中身が何なのかなと私も見ておりましたが、何か事務局のほうからございますか。

○環境保健事業担当課長 川上委員、ありがとうございます。

まず、離乳期の保育園での対応等についてですけれども、研修、講習等、保育園対象のものがございますので、その中でも対応していけるように検討してまいりたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございました。

また、ホテルについてでございますけれども、先ほど中食、外食というお話も今井委員のほうからございましたが、実際には施策4の4に食品営業者向け資料というところで、今、中食、外食のアレルギー表示は義務化されていないわけですけれども、東京都としては、ここについてはすでにアレルギー対策に取り組むような形で外食事業者に対して周知、コミュニケーションツール等を周知している、できる限りアレルギー対策をしてくださいというふうなお願いをしているところでございまして、この食品営業者という中には当然レストラン等も入りますけれども、宿泊施設、ホテル、旅館等で食品を出している方々、これも食品衛生法上の営業施設に当たりますので、そういう方々も対象として、対象の中に含まれるということで、都内で飲食物を提供するような事業者には、ぜひともアレルギー対策を推進してほしいということで、法的義務のない中で何とかやっていただけるようにということで、努力をしているところでございます。

○川上委員 すみません。アレルギー表示をすればそれでいいということではなくて、やはりそういうアレルギーのある方も、ない方と一緒に楽しくお食事ができるような体制を整えるところまでやらないと意味がないと思いますので、そこまで含めた啓発活動とか、教育というのを行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩田会長 ありがとうございます。

最後に、全体を通して何かご意見、ご指摘はございますでしょうか。

4年度から始まる取組はこれまでのいろいろな議論を踏まえて、ある意味、実効性が求められる段階に来てると思いますけれども、いかがでしょうか。何か注文したいというようなことも含めていかがでしょうか。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 よろしいですか。アレルギー疾患対策基本法が施行されて、各都道府県で様々な取組が始まっていますけれども、東京都は昔からしっかりやっていて、今回もこれだけ多方面にわたって施策を取り組んでいただけるのは恐らく日本一だと思います。ですので、逆に注目されますし、また、モデルとしてほかの道府県が参考にさせていただけるような施策をしていくというのもまた求められているのかなと思いますので、ぜひ個々の施策、たくさんあって大変だと思いますけれども、いい成果を上げていただければなというふうにごく期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

○岩田会長 ありがとうございます。

事務局のほう、いかがでしょう。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

今、随分お話しただいて気持ちを新たに、気持ちが引き締まる思いでございますけれども、東京都としては、この計画に基づいて新たな5年間、さらにアレルギー疾患対策を推進していきたいと思っておりますし、これまでの先人の方々が行ってきたアレルギー対策によって、東京都が今一番注目されているということも理解しておりますので、引き続き担当のみんな含めて、一生懸命アレルギー疾患対策を進めていきたいと思っております。それには、この委員の先生方なくしては対策の充実はできませんので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○岩田会長 もう何か締め言葉に入りましたけれども、ほかにご意見がございませんようでしたら、これで予定されていた議題は終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、今日は本当に今後の計画、今後の事業推進に係る貴重なご意見を多数いただきまして、どうもありがとうございました。今後の東京都の対応等へも参考にさせていただき、できる限り対応できればというふうに考えております。今日いただいたご意見を基に、都のアレルギー疾患対策を推進してまいりますので、どうぞ引き続きご支援、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

今後、第2回の委員会につきましては、令和5年の1月頃を予定しております。時期が近づいてまいりましたら、また日程調整のご連絡を申し上げます。

また、事務連絡になりますけれども、冒頭でも岩田会長より確認がありましてとおり、本日の議事録は公開となります。後日改めて委員の皆様にご確認いただき、その後、ホームページで公表する予定です。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会させていただきます。皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(午後 8時12分 閉会)